

平成 26 年 1 月 14 日
広島高速道路公社

見積り等により決定した歩掛及び資材単価の取扱いについて（お知らせ）

広島高速道路公社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務において、見積り等により決定した歩掛及び資材単価は、従来公表していませんでしたが、入札制度のさらなる透明性の確保を目的として、今後は原則公表することとします。

1 公表の対象

- (1) 見積りにより決定した歩掛及び資材単価
- (2) 特別調査により決定した資材単価

なお、広島高速道路公社積算基準等公表要領に基づく公表図書（土木工事標準積算基準書、業務関係標準積算基準書、土木工事設計資材単価表等）の歩掛、資材単価及び物価資料により決定した単価は従来どおりの取扱いとします。

2 適用

平成 25 年 7 月 17 日以降に見積り等を行い新規発注する案件から適用します。

3 公表の方法

見積り等により決定した歩掛及び資材単価は、発注時の設計図書及び仕様書等の一部として添付します。

また、広島県情報公開条例に基づき外部から開示請求された場合は、開示の対象とします。

4 問合せ先

広島高速道路公社 企画調査部 技術管理課
電話 082-508-6832